

【令和7年6月1日採用】

鳥取県立厚生病院 会計年度任用職員採用試験
(事務：障がい者対象) 採用試験募集案内

◆鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当◆

〒682-0804 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟4階事務室
電話(0858-22-8181) <https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>

・この試験は、障害者の雇用の促進に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	令和7年5月2日(金)～令和7年5月16日(金) (必着) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合も、令和7年5月16日(金)必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:00 (土・日曜日、祝日は受け付けておりません。)
試験日時	記述試験、面接試験 令和7年5月21日(水) 午後1時集合
試験会場	鳥取県立厚生病院 外来・中央診療棟5階 第2会議室(倉吉市東昭和町150)
合格発表日	令和7年5月23日(金) (合格通知を発送予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職種	採用 予定者数	職務内容	勤務場所
事務	1名程度	正職員が行う事務の補助や比較的定型的な事務	鳥取県立 厚生病院

3 受験対象者

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

4 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) パソコン(ワード、エクセル等)が使用できること。
- (3) 地方公務員法第16条等に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用予定日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

5 試験内容

試験種目	配点	内容
記述試験	100点	作文
面接試験	200点	個別面接による口述試験

6 任用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで(更新制度あり)

7 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 月額 220,300円 ～ 238,600円 ※金額は、経験年数により変わります。また、この金額は、現段階における予定額ですので、制度改正または給与改定があった場合は、それにより変わる可能性があります。（以下の項目も同様）</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当 報酬の月額相当額の2.21月分 （6月：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当 在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※勤務成績に応じて支給</p> <p>○通勤割増報酬（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の条件を満たす場合に支給します。 ※ 交通機関利用者は、月額15万円を上限に運賃等相当額を支給します。 自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>地方職員共済組合（短期給付（医療費等））、厚生年金保険、雇用保険 ※ 採用の日から12か月継続して任用された場合、13か月目以降は地方職員共済組合への加入となります。 ※ 雇用保険への加入は、退職手当の支給対象となるまでの間の6か月間となります。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、夏季休暇、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>原則として 勤務時間は月曜日から金曜日の8時30分～17時15分 ※時間短縮は、相談に応じます。 ただし、週30時間以上勤務が可能な方に限ります。</p>
任用の更新期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（採用日から最長5年まで） 5年間雇用された人で引き続き採用を希望する場合は、再度採用試験を受けていただくこととなります。</p>

8 受験申込手続

提出書類等	<p>採用試験申込書 履歴書(市販のもの、写真を貼付すること。)</p>
申込み先	<p>鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当 〒682-0804 倉吉市東昭和町150（鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟4階事務室） 電話（0858）22-8181</p>

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

【申込書等提出書類の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。

9 合格者の決定方法

記述試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
 なお、記述試験、面接試験の得点が、それぞれの一定の水準を満たさない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とします。

10 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知します。

【令和7年6月1日採用】

鳥取県立厚生病院 会計年度任用職員採用試験

(事務：障がい者対象)

ふりがな	
氏名	
住所	郵便番号：〒 — 住所：
受検資格に関する申告	<p>私は、次の項目に該当するものが（ ありません ・ あります ）。</p> <p>※上記（ ）内のいずれかを丸で囲ってください。</p> <p>①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人であること。</p> <p>②鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人であること。</p> <p>③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人であること。</p> <p>④地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者</p> <p>⑤日本国籍がなく、採用予定日の前日までに活動に制限のない在留の資格を取得する見込みがないこと。</p>